

那覇市道泉崎7号入札占用指針

1. 概要

(1) 入札対象施設等

- ① 道路法（昭和27年法律第180号）（以下「法」という。）第32条第1項第7号、道路法施行令（昭和27年政令第479号）（以下「令」という。）第7条第12号に掲げる「道路の区域内の地面に設ける原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は、道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは、軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第九号に掲げる施設に設けるものを除く。）」。
- ② 法第32条第1項第1号に掲げる「広告塔」。

(2) 道路の占用の場所

- ① 所在地 沖縄県那覇市泉崎1丁目105番
- ② 占用面積 145 m<sup>2</sup>（別添、位置図等参照）

(3) 道路の占用の開始の予定時期

令和7年4月1日（火）

(4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

- ① 近隣住民等に対し、騒音、臭気及び排気ガス対策等の配慮をすること。  
また、近隣住民等から占用者に、占用にかかる意見や要望があった場合は、必要に応じ市長並びに交通管理者等と協議を行った上で、真摯に対応すること。
- ② 周辺の道路交通環境の維持のため、必要に応じ市長並びに交通管理者等と協議を行った上で、安全対策を講じること。
- ③ ガス、通信、電気、水道、下水道等の埋設物及び工作物の確認については、占用者がそれぞれの管理者に対して行うこと。埋設物及び工作物がある場合は、各管理者及び市長と協議し、必要な対策を講じること。
- ④ 占用の場所における法第2条に掲げる「道路」及び「道路の附属物」（以下「道路構造物」という。）の月1回以上の点検、異常があった場合の維持修繕、月1回以上の清掃等を行い、良好な状態に保つよう管理すること。
- ⑤ 市長等が行う、道路構造物等の災害対応等において、占用物件が支障となる場合は、市長等の指示に基づき、速やかに移動等を行い、一時的に占用の場所を空けること。占用の場所を空けた期間に係る占用料の取扱い

については、市長と占有者で協議することとする。また、占有の場所を空けることができず、市長等が移動等の対応を行った場合は、発生した費用等の補償について、占有者が負担すること。

- ⑥ ガス、通信、電気等の各管理者が行う災害対応等において、各管理者から一時的に占有の場所を空けるよう要請があった場合については、各管理者と協議し、真摯に対応すること。
- ⑦ 占有物件を整備する際、道路構造物の撤去、改築等が必要となる場合は、市長と協議し、必要な手続きを行った上で実施すること。
- ⑧ 占有又は占有に関する工事により、道路構造物に損傷等を与えた場合は、速やかに市長に届出を行い、市長の指示に従い、占有者の負担で復旧すること。また、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償をすること。
- ⑨ 占有の期間の満了時には、全ての占有物件を占有者の負担で撤去し、市長の指示に従い、道路構造物を復旧すること。あわせて、必要な手続きを行った上で撤去、改築等を行った道路構造物についても、占有者の負担で復旧すること。なお、復旧方法の詳細については復旧時に市長と協議すること。（次期占有者との間で占有物件を継承する際は、必ずしも撤去を行う必要はない。）
- ⑩ 交通管理者等からの指導等の理由から、やむを得ず占有の場所の外に物件を設置する必要がある場合は、市長と協議し、別途占有許可の申請を行うこと。占有料は、那覇市道路占有料徴収条例（1966年条例第11号）（以下「条例」という。）に基づき徴収する。
- ⑪ 運用中の自動二輪駐車場の機械設備等は、占有者の費用負担にて撤去すること。
- ⑫ 原動機付自転車及び二輪自動車駐車場については、安全対策のため、歩車道境界ブロック等にて車両通行との分離を行うこと。
- ⑬ 広告塔設置については落札後、市長と占有者において協議の上、占有申請を行うこと。
- ⑭ その他、必要に応じて関係機関等と協議を行うこと。

（5）認定の有効期間

**10年（5年毎に更新）**

（6）占有料の額の最低額

二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具及びその駐車区画

**11,125円**（1㎡当たり／年）

※法第32条第1項第1号に掲げる「広告塔」の占有料については、条例に基づき **30,000円**（表示面積1㎡当たり／年）とする。

## 2. 占用入札参加資格

- (1) 入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること。
- (2) 入札対象施設等のための道路の占用が、法第 33 条第 1 項及び那覇市道路  
占用許可基準（1966 年訓令第 15 号）、那覇市屋外広告物条例（平成 24 年  
条例第 69 号）で定める基準に適合するものであること。
- (3) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼす  
おそれが明らかなものでないこと。
- (4) 入札占用計画の提出者（提出者が法人又は団体である場合は役員その他経  
営に実質的に関与している者を含む。）が次に掲げる事項のいずれにも該当  
しないこと。
  - ① 道路占用許可の手續を履行する能力を有しないと市長が認めるとき。
  - ② 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと市長が認めると  
き。
  - ③ 法第 71 条第 1 項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていない  
とき。
  - ④ 法第 73 条第 1 項の規定に基づく督促状により督促をしているとき。
  - ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法  
律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力  
団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である  
とき。
  - ⑥ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を  
加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - ⑦ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するな  
ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与し  
ているとき。
  - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど  
しているとき。
  - ⑨ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - ⑩ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適當  
であると市長が認めるとき。

なお、道路の占用に当たって道路交通法第 77 条第 1 項の規定による道路使  
用許可が必要になる場合は、提出された入札占用計画を基に、施設の配置計  
画や工事施工の際の道路の規制方法等について、所轄警察署と協議を行いま  
す。所轄警察署への事前相談、お問い合わせはおやめください。

### 3. 入札占用計画の提出

#### (1) 入札占用計画の作成要領

【様式1～5】(A4判)により、作成してください。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用の許可を行うことの可否を判断します。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがあります。

#### 様式1～5 (入札占用計画)

様式	留意事項
入札占用計画【様式1】	<p>①「占用計画期間」の欄には、本入札占用指針に定められた認定の有効期間内において占用を希望する期間を記載願います。</p> <p>②「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始の時期、占用の終了の時期を記載するとともに、5年ごとに占用許可の更新手続が必要となりますので、それぞれの更新の時期を記載願います。</p> <p>③「添付書類」の欄には、道路の占用の場所、設置する施設等の構造、工事の実施方法等を明らかにした図面その他の入札占用計画に添付する書類名を記載願います。</p>
入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置【様式2】	<p>①施設等の管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載願います。</p> <p>②日常的な道路の点検、占用区域内の清掃等について、実施体制、方法等を記載願います。</p> <p>※ 占用入札に参加するための必須事項となりますので必ず記載願います。その他、道路の管理に資する取組があれば併せて記載願います。</p>
法人概要【様式3-1】及び役員名簿【様式3-2】	<p>事業の内容、役員の氏名等を記載願います。</p> <p>なお、個人の場合は、【様式3-1】は不要であり、【様式3-2】により、氏名、生年月日等を記載願います。</p>
災害等非常時における連絡体制【様式4】	<p>占用者(代表者、現場管理者、施設管理者等)及び工事請負事業者(工事責任者、現場監督者等)から市長への連絡体制図を記載願います。</p>
暴力団排除に関する誓約書【様式5】	<p>記載事項を確認の上、氏名等を記載願います。</p> <p>※登録印鑑届出印を押印すること。</p>

## 添付書類

添付書類	留意事項
商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	発行後3か月以内のもの(原本) ※なお、商業登記をしていない場合は、申請者の住民票の写し(本籍・続柄不要)で発行後3か月以内のもの
納税関係証明書	①法人税又は所得税1部(未納の税額がないことを証明できるもの)(原本) ②前年度の法人(個人)事業税納税証明書(原本) ③未納の税額がない証明書1部(那覇市分を直近1年度分)(原本) ※①,③についてはどちらか1つを提出してください。
印鑑証明書	発行後3か月以内のもの(原本)
使用印鑑届(添付様式)	<u>使用する印鑑は、全て代表者の登録印鑑届出印とする。ただし、登録印鑑届出印以外を使用する場合は、使用印鑑届を提出してください。</u>

※必要に応じ、上記以外の資料の提出を求められることがあります。

### (2) 入札占用計画の提出期限、提出先及び方法

提出期限内に上記様式一式と添付書類を用意し、**持参又は書留郵便**にて提出してください。メール、FAXによる提出は不可とします。

#### ① 提出期限

令和6年12月5日(木) 17時まで【必着】

期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、いかなる理由をもっても受理しません。

#### ② 提出先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎一丁目1番1号  
那覇市役所7階 道路管理課 占用G  
担当：親泊  
電話：098-951-3237、FAX：098-951-3238

## 4. 入札占用指針及び入札占用計画の作成に関する質問

入札占用指針及び入札占用計画の作成について質問がある場合には、**質問書【様式6-1、6-2】**を**FAX**にて受け付けます。質問書に対する回答【様式7】は、質問を受けた日から5日以内に、その都度、那覇市ホームページにて掲載します。

なお、入札の公平性を確保するため、提出された入札占用計画についての個別の質問等について回答はしかねますので、ご了承ください。

- ① 入札占用指針に関する質問書【様式6-1】の提出期限  
令和7年1月21日（火）17時まで
- ② 入札占用計画の作成に関する質問書【様式6-2】の提出期限  
令和6年11月29日（金）17時まで
- ③ 提出先  
3.(2) ②提出先に同じ

## 5. 入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、文書をもって、令和7年1月14日（火）を目途に、市長から通知します。

なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知します。

また、占用入札参加資格要件を満たさない理由について、書面にて説明を求めることができます。この説明を求める場合は、**【様式8】**に必要事項を記載の上、持参又は書留郵便にて提出してください。メール、FAXによる提出は不可とします。

- ① 質問書【様式8】の提出期限  
令和7年1月20日（月）17時まで【必着】
- ② 提出先  
3.(2) ②提出先に同じ

## 6. 入札の実施

### (1) 入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、本入札占用指針を熟覧の上、下記のとおり入札書【様式9】及び占用入札参加資格の確認通知の写しを提出してください。

なお、以下の提出日時までに入札書を提出しない者は、本入札に参加することができません。

- ① 提出方法
  - ア 持参又は書留郵便により送付してください。
  - イ 入札書を持参する場合には、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、代表者名（個人の場合は氏名）、入札占用指針件名を表記し、提出してください。
  - ウ 送付により入札書を提出する場合は二重封筒とし、入札書のみを中封筒に入れ密封の上、中封筒には入札占用指針件名、会社名、担当者名等を記入し、外封筒には占用入札参加資格の確認通知の写しを入れ、「入札占用指針件名」「入札書在中」と朱書きし、送付してください。
  - エ 代理人が入札に参加する場合には、入札書に加えて、委任状【様式10】を提出してください。

② 提出期限

令和7年1月27日（月）17時まで【必着】

③ 提出先

3.(2) ②提出先に同じ

(2) 入札にあたっての注意事項

- ① 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人が記載、押印してください。
- ② 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。
- ③ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

(3) 開札日時、場所

① 日時 令和7年1月28日（火）14時00分

② 場所

沖縄県那覇市泉崎一丁目1番1号

那覇市役所7階 701A会議室

ア 来庁の際には、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

イ 入札当日の受付は、入札開始時刻の10分前から行います。

ウ 入札会場への入場は、参加者1者につき、1名とします。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 占用入札参加資格のない者のした入札
- ② 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札
- ③ 指定の期限までに到達しなかった入札
- ④ 所定の入札書によらない入札
- ⑤ 記名、押印を欠く入札
- ⑥ (1) ①アで記した提出方法で送付していないもの
- ⑦ (1) ①ウで記した二重封筒にしていないもの
- ⑧ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、そのすべての入札
- ⑨ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
- ⑩ 委任状の提出がない代理人がした入札
- ⑪ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- ⑫ 入札金額を訂正した入札
- ⑬ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

#### (5) 入札の延期等

- ① 入札者（代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穩の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることがあります。
- ② 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となります。延期後の日時は、那覇市ホームページで掲載します。

#### (6) 開札

開札は、入札者を立ち合わせて行います。やむを得ず入札者以外の者を立ち合わせる場合には、**委任状【様式10】**を提出してください。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

- ① 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできません。
- ② 入札者は、開札場に入場した後においては、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできません。
- ③ 開札をした場合において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札者は市長が定める時刻までに再度の入札書を提出してください。ただし、開札に立ち会わなかった者は再度の入札に参加することはできません。

#### (7) 落札者の決定方法

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた**占用料の額の最低額以上**であり、かつ、最も高い占用料の額をもって入札額として申し出た者を落札者と決定します。占用料の額は1年間における1㎡当たりの額であり、入札額として申し出た当該額の多寡を比較するものとします。
- ② 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、市長は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定いたします。
- ③ 当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

#### (8) 落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額、入札占用計画の認定予定日を通知します。また、那覇市ホームページに入札の実施結果（道路の占用の場所、開札結果（落札・不調等の別）、落札者（個人の場合は「個人」とします。）、落札額）を公表します。



### (9) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。なお、落札者決定を取り消した場合、他の入札参加者を繰り上げて落札者とします。

## 7. 入札占用計画の認定

### (1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画(以下「認定入札占用計画」という。)の提出者(個人の場合は「個人」とします。)等について、執務室内に備え付けるとともに、那覇市ホームページ、その他の方法により公示します。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、警察署との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがあります。

### (2) 認定入札占用計画の変更

災害等による道路状況の変化により入札対象施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、警察から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

### (3) 認定の取消

認定入札占用計画の提出者(以下「認定計画提出者」という。)に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合その他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

## 8. 道路の占用の許可

### (1) 占用許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行ってください。

① 申請窓口

沖縄県那覇市泉崎一丁目1番1号  
那覇市役所7階 道路管理課 占用G  
担当：親泊  
電話：098-951-3237

② 申請書類

- ア 道路占用許可申請書
- イ 認定された入札占用計画
- ウ 入札占用計画認定通知（写し）
- エ 委任状（代理申請の場合のみ）
- オ その他市長が必要であると認める書類

③ 申請期限

- ア 占用許可申請は、入札占用計画の認定日から **15日以内**に行ってください。
- イ 特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。

(2) 占用許可の条件

- ① 占用者は、法、令、各物件の管理等について定めた法令その他の関係法令や条例、ガイドラインその他の関係規程を遵守すること。
- ② 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと。
- ③ 占用物件の異状により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときには直ちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異状の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を市長に報告すること。
- ④ 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件（電柱、電線、地下管路及びこれら物件と一体となって機能する占用物件等）については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、市長による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、市長あて文書等により報告すること。
- ⑤ 「**暴力団排除に関する誓約書【様式5】**」に違反することとなった場合には、占用許可を取り消すものとする。
- ⑥ 認定有効期間が満了したときには、市長の指示どおり当該占用の場所を原状回復しなければならない。
- ⑦ **入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置【様式2】**に記載した措置を実施すること。

※これ以外にも協議の上、条件が追加されることがあります。なお、占用許可の条件に違反した場合は、占用許可を取り消すことがあります。

### (3) 占用許可の期間

認定した入札占用計画に記載された期間中、占用を認めます。ただし、5年ごとに更新の手続が必要となり、更新に当たっては事業継続の意思確認をするとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどを確認します。

### (4) 占用料の額及び支払方法

- ① 占用料の額は、認定入札占用計画の提出者が入札において申し出た額に認定入札占用計画に定められた占用面積を乗じた額とします。なお、1年の期間より短い認定入札占用計画の場合においても、占用料の額は、実際の占用の期間に応じた入札額の減額調整は行わず、上記の額とします。
- ② 認定有効期間中に、那覇市道路占用料徴収条例に定める占用料の額が改定された場合には、入札時と改定時の路線価の増減率を加味したうえで、占用料の額を適用して徴収します。
- ③ 占用料の支払いは、占用を許可したときから一月以内に納入通知書により当該年度分を納め、次年度以降においては、当該年度の占用料を毎会計年度4月30日までに納入通知書により納めるものとします。なお、(4)①の後段の規定による占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、年度ごとに徴収する占用料は、年度ごとの占用の期間で按分した額とします。
- ④ 認定の有効期間が、1年より長期であって、占用の開始又は終了が年度の途中となっている場合、当該占用の開始又は終了の属する年度の占用料は、月割計算とします。  
また、徴収する金額が100円未満であった場合には、これを100円に切り上げた額とします。
- ⑤ 既納の占用料は還付しません。

### (5) 権利の譲渡等

- ① 道路占用権の譲渡については、原則、一般承継の場合のみ認めるものとします。また、占用者は、占用の場所を市長の許可なく他の者に転貸し、又は担保に供してはなりません。
- ② 占用者が住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければなりません。

## 9. その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (2) 入札占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 入札占用計画の提出期限を過ぎての内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、市長から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された入札占用計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、占用入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがあります。
- (5) 認定した入札占用計画の内容については、那覇市情報公開条例に基づく、開示請求があった場合は、当該占用者等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (6) 認定しなかった入札占用計画は、原則として返却いたしません。